

# ケアカフェいちかわ 会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、ケアカフェいちかわと称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、市川市地域福祉計画の基本理念『だれもが住み慣れた地域で自立した生活を送るとともに、自らも参画し、安心して暮らすことのできるまちをつくる』に賛同し、その実現のために活動を行うことを目的とし、平成27年4月1日設立する。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 市川市内の介護・医療・福祉の専門職の顔の見える連携づくりと、日頃のケアの相談場所を提供する活動。
- (2) 介護・医療・福祉について、市川市民と専門職と一緒に考える場所をつくる活動。
- (3) 介護予防教室の開催。
- (4) 地域ケアの充実、地域連携に関わる活動。
- (5) 在宅を中心とした介護・医療・健康に関する啓蒙活動。
- (6) その他、目的の達成に必要な活動。

## 第2章 会員及び役員

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種類のみとする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とし、総会議決権を有する。
- (2) 賛助会員は、この会の目的達成のために賛助を申し出た個人又は法人。賛助会員の入会があった場合は、正会員に周知し、また希望があれば WEB サイト等で公開する。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員（正会員、賛助会員）は、別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

1 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 1年以上会長と連絡が取れないとき。

2 当団体に関わる活動で以下の行為を禁止とする。以下の行為が認められた場合、会長または役員会の判断により当該会員に通知し、改善が認められない場合は役員会にて退会処分を下すものとする。

- (1) 宗教団体及びそれに類する組織への勧誘。
- (2) 立候補等の選挙活動。
- (3) 公序良俗に反する活動。
- (4) 連鎖販売取引（マルチ商法、ネズミ講）などのネットワークビジネス活動。
- (5) この団体の名誉を傷つけ、又は団体の目的に反する活動をしたとき。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名か2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監査役 1名

(選任)

第10条 会長並びに監事は総会において選任する。

- 2 副会長並びに会計は、会長が選任し総会の承認をうる。
- 3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第11条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。
- 3 会計は本会の会計を担う。
- 4 監事は、会の業務および財産の状況を監査する。

(解任)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) この団体の名誉に傷をつけ、または団体の目的に反する活動をしたとき。

### 第3章 会の運営

(種別)

第13条 この団体の会議は、総会及び役員会の2種類とする。

(2) 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の機能)

第14条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業の変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。ただし、やむを得ない理由の為、総会に出席できない正会員は、オンライン会議システム（Web 会議システム）を通じて出席することができる。またあらかじめ通知された事項について書面または電磁式方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

4 議事は、出席会員の過半数で決する。

5 臨時総会は、次に掲げる場合に請求のあった30日以内に開催する。

- (1) 役員会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の4分の1以上から会議の目的を記載した書面により召集の請求があったとき。

(召集)

第15条 通常総会は年度毎に1回、会長が招集する。

(議事録)

第16条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第17条 役員会は役員を持って構成する。ただし、監査役を除く。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第 18 条 会長は、毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 19 条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(事務局)

第 20 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

#### **第4章 会計**

(会計)

第 21 条 本会の経費は年会費、その他の収入を以ってこれにあてる。

#### **第5章 雑則**

(委任)

第 22 条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(変更)

第 23 条 この会則は、総会において、出席者の2分の1以上の承認がなければ変更できない。

附則

- 1 この団体は平成27年2月5日、「ケアカフェいちかわ次の一步を考える会」から活動を開始した。
- 2 この会則は平成27年4月1日から施行する。
- 3 この会則の変更(第14条2項3)は 令和5年6月21日から施行する。